

議 事 録 抄 本

令和 5 年 11 月

福崎町農業委員会

令和5年11月農業委員会議事録抄本

日 時 : 11月21日(水) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・16名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸			10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 塩見主査、豊國主査、多田

【欠席者】 8番 植岡 洋子委員、9番 柳田 伸一郎委員 吉田事務局長

【遅刻者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
5番 古田 基晴	14番 後藤 芳樹

【署名人】

7番 山口 金丸	10番 尾崎 肇
----------	----------

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 1 1 月定例会を開催します。

本日の農業委員の欠席はありません。農業委員会等に関する法律第 2 7 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議 長) 異議なしということで、

7番 山口 金丸	10番 尾崎 肇
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第30号から議案第35号に至る 6 議案、報告事項 2 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

議案名の修正があります。

議案34号について、法律の改正があったため議案名を修正します。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置）です。タブレットの議案表紙は修正したものを入れています。

<案件>

議案第30号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 1 件

議案第31号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1 件

議案第32号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1 件

議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理) 1 件

議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置）

(利用権の設定) 374件

議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

1 件

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

1 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

4 件

(事務局担当) 令和 5 年 1 1 月議案説明

議案第 30 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

6 番：資料 1 ページをご覧ください。願出地は大門公民館の南東約 100m に位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、建物があることが確認できます。

この願出地については、平成 11 年 5 月の航空写真にてその当時から宅地となっていることを確認しました。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

14 番：資料 2 ページをご覧ください。申請地は、加治谷公民館の北東約 80m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。もともと、所有者の〇〇さんが家と農地を手放したいとして不動産屋に登録していたところ、譲受人の〇〇さんが見つけました。〇〇さんは退職されており、暖かい瀬戸内地方に住みたいと考え岡山県や香川県など様々な物件を探した結果福崎町にたどり着きました。農業の経験はありませんが、小規模の果樹園をやりたいと希望しており、家の周りにキウイや柿などの果樹や、季節野菜を植える予定です。

契約後、リフォームが終わり次第夫婦で福崎に永住する予定です。

周辺は家に囲まれており、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられないため、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

13 番：資料 3 ページをご覧ください。申請地は、西光寺の宝性院より北東約 150m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。

譲受人の〇〇は、太陽光発電の業者であり、設置する場所を探していたところ、今回の申請地が候補にあがったとのことです。譲渡人の〇〇さんは、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

1,000 m²を超えるため、町の開発条例のもと協議がされています。資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について（委員会受理）

2番：資料4ページをご覧ください。届出地は、小倉公民館の南西約290mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

周辺は山林であり、届出地は不整形な区画です。現状水も入らず水稻作付けに向かないため地目を畑にします。畑化した後は、果樹を植える予定です。

地元、水利管理者の同意もあり付近の農地への影響も少なく受理できるものと思われます。

議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置）（委員会決定）

〈基盤法、中間管理権の違い、いきいき農地バンクについて の説明〉

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

議案8ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田25,485 m²、16件です。作物は、水稻を作付け予定です。54ページをお開きください。農地中間管理機構を通じての貸借です。858件858筆358,327.62 m²です。山崎地区のほ場整備に関連し、認定農業者の〇〇さんや〇〇さんを中心に貸付を行っています。

議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

9月の委員会にて報告しました、所有者不明土地についてです。山崎地区のほ場整備事業の採択にあたり、該当地の借入を〇〇さんが行う計画となっています。地元からの同意、本人の意思もあり、〇〇さんが行うことに問題ないと考えています。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が1件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

10 ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、引き続き営農証明を1件、都市計画法第29条による『都市計画法施行規則第60条証明』のための営農証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を1件、耕作面積証明書を1件、計4件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 6番: 願出地は、大門公民館の南東約100mに位置しています。

現地では現状は宅地ということで昭和45年以前から宅地になっているということで現場を確認しました。

少し草が生えています。公民館が近いところで住宅が周りに建っています。坪数的にもそんなに大きくありません。農地に該当しないと調査班では判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、質疑はありませんか。

(前田委員) これ昭和45年から宅地となっているんじゃなくて建物を勝手に建てているんでしょう。そういうのはたくさんあるのではないか。それを農林では調べたことがある?

(事務局) 調べたことはないです。

(前田委員) こういう申請は、降ってわいたようなものでしょう。それについて現地確認や議案にあげているわけです。一度線引きというか、調べたらどうでしょう。無茶苦茶なことを昔にしているのでしょう。それを農業委員会が見過ごしている。

(事務局) 絶対にないとは言えないですね。なので毎月のように非農地証明願いが出てきています。

(前田委員) 昔勝手に建ててしまっているが、ここで一度線を引いて宅地にしたいと申請があがってきているのなら認めてあげたらどうかと思います。

(議長) なかなか事務局をとして追いかけていきにくい事情もあるとは思いますが。他に質疑はございませんか。

(山口委員) 写真の左側に売物件とでているのですが、最終的に売ろうとされてて田では売れないということで申請があったというのが実態ですね。

(事務局) そうです、ここは空家になって長いのですが、最近相続登記をされて手放したいということで申請されています。

(山口委員) 昔は一人親方の大工さんがたくさんおられましたので基礎さえ作ったら上を建ててしまっていた。申請しなくても納屋とかちょっとした物置とかは建ててしまっている。何か相続とかがない限り申請がでてこない。実態をはっきり言わないとさっきみたいな質問が出てくる。売物件になって整理したいと。整理しないと本人さんも困るし。相続不明とかもあるし。

(議長) 貴重なご意見ありがとうございます。

(議長) 次に、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 14番：申請地は、加治谷公民館の北東約80mに位置しています。
現地では草刈等管理は十分にされています。裏は山で東、西、南は住宅にかこまれていることを確認しました。住宅を購入して、周りの農地も購入して耕作されるということです。
現地調査班では、特に問題はないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、質疑はありませんか。

(埴岡委員) 家を買って周りを耕作をされるとのことですが、田をされるのですか。

(事務局) 営農計画としては、果樹と畑の2本を考えておられるそうです。畑につきましては小型の耕運機を購入予定と聞いています。果樹はビワ等を考えておられます。米を作られる予定はないです。

(埴岡委員) それで結構です。

(議長) 次に、議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 13番：申請地は、西光寺の宝性院より北東約150mに位置しています。

現地では草刈等きちんと管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、太陽光発電設備に転用するものです。かなり大きな面積ですが、周りの方の同意もいただいております。

現地調査班では、問題はないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(牛尾委員) 地元の同意はどういう形でとっておられますか。

(事務局) 隣接農地の方2名と、区長さんの同意をいただいております。西光寺区は区長さんが水利管理者を兼ねておられるので、農会長さんの同意はないです。

(埴岡委員) 4軒家が並んでいますが、住んでいる人の同意はいらないのですか。

(事務局) まちづくり課で協定を結んでくださいという時にはそちらにも話をしてくださいということをお願いしていますが、例えば周辺が家ばかりで1,000㎡未満の場合、住宅のほうに同意を取る必要は法律上はないです。強制的に周辺の同意をとってきなさいということは農業委員会としては言えません。

(埴岡委員) うわさで近所の人々が嫌がっているというのを聞いたことがあるので。うわさなのでなんともいえませんが。

(上阪委員) 地元説明会をされていて、その時に区長のほうから地元説明会をするということを経済振興課に伝えてあるのかと聞かれていました。それは伝えてないと聞いています。住民説明会はされていまして。いろいろ意見は出ていました。

(山口委員) 地元の同意としては、隣接農地と区長さんの同意しかないんですか。

(事務局) 水利管理者が農区長さんであれば、農区長さんの印鑑が増えますが、農地法として出てくる書類はそこまでになります。

(山口委員) 似たような話が私の地区でも上がりつつあるんです。隣接農地じゃなくて、隣接宅地の同意とかはないんですね。

(事務局) 絶対取らないといけないということではないです。

(山口委員) 周りが全部宅地でぽつんと田が残っていたら、区長の同意さえあればいけると

ということですか。

(事務局) 区長さんと水利管理者の同意があれば、いけます。

(山口委員) うちの地区では、所有者さんが同意してたらいいのだが、太陽光の除草に現実除草剤を使っておられる。なので隣接の田2筋ほど、米がまともなのができなかった。所有者は苦情は言っておられなかったが、うちの営農で作業委託を引き受けているから。こういう話が出てきたときに除草剤をかけないでってお願いするんです。ここを上として下が農作物が被害を被るとなったときに、原因となりえるものを探するのが非常に難しい。区長さんの同意だけでいいのか。先月も同じような案件が出ていた。これから田がいらないという人がたくさん出てくる。隣がするんだったら私もするというような人も出るだろう。1,000㎡までだからいいとか、これを超えたら県の許可だとかいうことではなくて、もう少し長期的な展望の制約はできないものか。

(事務局) 例えば、同意書の中に農業委員さんの同意をとってきてもらうというのを盛り込むのは可能です。そういうことではありませんか。

(山口委員) 同意は義務ではないんでしょう。

(事務局) 国の法律上、同意は努力義務になっています。

(山口委員) 福崎町が言ってみてもどうってことはないでしょう。

(事務局) 法律でいらんのになんで福崎町は言ってくるのかとは言われるかもしれません。

(山口委員) 最近はあまり言わなくなったかもしれんけど〇〇って会社がCMしている。

(事務局) 電車の中でもチラシが出てますね。

(山口委員) 将来的にあまり負の財産になることはよくない。やるなら大々的に全然関係のないところでやってもらったらよいと思う。1,000㎡まででOKで、1001㎡やから上の許可がいるとか。

(事務局) 法律で求められたらいいんですが、制限しすぎるのも難しいところです。

(議長) 当分の間は1,000㎡を一つの境にして窓口に来た時に、書類の不備とかをチェックしながら処理していく。後は、先月岡推進委員さんから協定書をむすぶというような発言もありました。農業委員会としてはこのように書類がそろっていれば許可をする。それにプラスして協定書などでもう少し内容を足していくという

ような発言もありました。そういうことを参考にしながら、当面やっていくしか方法がないかなと思いました。あと質疑ございませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、現地調査済みですので報告願います。

(古田委員) 2番: 届出地は、小倉公民館の南西約290mに位置しています。

現地では写真でもわかりますようにきちんと管理されていることを確認しました。場所は山の真下、際になります。

現地調査班では、畑として果樹を作られるのは問題ないと判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

(前田委員) これは国の補助をもらう畑地化ではないんですね。

(事務局) その畑地化ではありません。

(尾崎委員) 畑にするのに届出がいるんですか。私の話になるが私はしていないのだが。

(事務局) いつでも水稻ができる状態、水口があって畔があってというような状態で、水を入れたら水稻ができる状態でしたら畑化の届出はいりません。今回の場合はすでに山際で水が入るような状態ではないんですが、水口を切って、畔をとって、地上げをして、というような畑としか使えない状態に工事などでしてしまえば、例えば水利費とかを払っている地区だったら、水利費が無くなるとか水番から解放されたいという時に、こういう届出をしていただいています。

(前田委員) 法務局で田から畑に変えるときに、農業委員会の受理書を持って来いと言われるのだろうか。

(事務局) おそらくいると思います。

(岡委員) 調査に来るらしい。うちの地区の人が地目変更するのに大変だったと聞いている。簡単には認めてくれないらしい。

(議長) 次に、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 前田委員、尾内推進委員 退席 >

(議長) 議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件について、質疑はありませんか。

(山口委員) 書き方がわからないから聞くのだが、利用権の設定を受けるもの、設定するものが同一人の場合がある。中間管理機構の名前が間にある。どういう風に理解したらいいのか。

(事務局) いきいき農地バンクという方式になります。これは地区で話し合って地区全体の農地を中間管理機構に預けます。耕作者がいたらいいのですが、山崎地区にはまだ法人化した営農組合を持っていない状態になります。法人化した営農組合を今は作る準備をしています。そこができるまでは自分返しということでされています。営農組合ができたら権利を付け替えます。

(山口委員) 100%個人の耕作者は未来的におられなくなるのですか。ある程度集積された農家だけがされるようになるのですか。

(事務局) 整備後10年間は機構に預けておかないといけないという要件がありますので、その期間は営農組合や〇〇さんや〇〇さんのような認定農業者、また個別でもいいんですが、鎌谷さんという名前が挙がっていたんですが、農業をやる意志のある方に預けていくという形になります。

(山口委員) 基盤整備の法律では、50a持っているから例えば50aつくりたいというのは100%駄目なんやね。

(事務局) この自分返しというのはいきいき農地バンクという方式で、地区全体で話し合った地区だけになります。話し合いがされていなくてパラパラした申請は、自分返しという手法はとれません。

(山口委員) 設定を受けるものという話があったが、仲介者がいるのだが、前者の2名はずっと名前が一緒なんです。これは三者いてという話をされてましたね。これは三者がいらない。法人がないからこういう形になっているとのことだが、最終的に出来上がった時に、法人さんが作りたいとなった時には法人が作るのか。これが地域

計画の集積に影響はないんやね。地区は同意されているんですよ。

(事務局) 2年以上話し合いをされての計画です。基本的には認定農業者さん。あと、営農組合が法人化されたときには営農組合が農地を耕作していくというのがほ場整備の条件になっていますので、法人が預かっていきます。

(議長) ほかに質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件について、討論はございませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成8：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件について、決定することといたします。

< 前田委員、尾内推進委員 着席 >

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、討論はありますか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第30号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

(牛尾委員) 前から言っているのですが、太陽光発電の転用については町のほうで住民の同意を入れるなど条例の検討をお願いしたいんですがどうでしょうか。近隣の人の同意をもらってすることなどです。後々問題が起きそうな気がしますので、検討をお願いします。

(事務局) 近隣とはどこまで考えておられますか。

(牛尾委員) 事務局で考えてもらったらよい。条例にして住民の同意をもらってほしい。それはできないのか。

(議 長) 1,000㎡以下であれば、行政書士さんなどが窓口書類を前もってどれが必要かを調べて持ってくる。その中には水利管理者や、区長や隣接農地の所有耕作者などの同意を取って持ってくる。書類は揃ってるから受け付ける。そこまでなんですが、牛尾委員さんのおっしゃられるところは、なんというかもう一つたがを多く絡めたようなことが考えていただけないかということです。それに関してはこの議案に関しては採決を取らせていただいて。

(牛尾委員) そういうことで、反対討論になるかもしれないです。

(議 長) 一つの要望だということです。そういう要望が太陽光の議案が出てきたときに農地法の書類は揃っている。その揃っている申請に対して、農地法の審査をしましょう。というのと、後々困るというのはよくわかりますが、会議での結論は書類がそろってますので賛否をとってやっていきます。それとは別に多少の協定書での事例もある。それを参考にしながら、例えば、鍛冶屋区でそういう事案があったら事務局のほうから協定書をかつちりしたものにしたらというアドバイスは言いにくいという前回の答弁がありましたかどうか。

(事務局) まちづくり課のほうに協定が出てきたというのが、農業委員会にタイムリーに伝わってこないのです。この日に会議に行きます。説明会がされますというのは伝わってこない。協定が出てきましたというくらいは情報提供がありますが。

(牛尾委員) 最近申請が多いので、ちょっと厳しくしていただいたらという反対討論です。

(議 長) では採決をとりますが、挙手がなければ牛尾委員については、その内容が反対の事由ということになるんですけれども。

(事務局) 農地として判断していただきたいと思います。さっきの意見は意見として受け止めます。判断基準は転用する農地が営農が一体となっていてやっているところに真ん中に穴をあけることになっていないとか、必要や面積が広すぎないとか農業的な観点でも見ていただきたいということがあります。そういうところを見ていただいてどうでしょうか。

(議 長) 他にないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）1件について、賛成の方は挙手願います。

<多数挙手>

〔賛成8：反対1〕

(議 長) 挙手多数でございますので、議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）1件について、県へ進達することといたし

ます。

(事務局) 農地として反対はございませんか。

(牛尾委員) 農地としては反対はない。要綱というか。

(岡委員) 街で新しいビルが建ったら、日当たりが悪くなるとかで環境アセスメントとかがあるじゃないですか。それに近いものがある。

(牛尾委員) 農地としては影響がないかもしれない。

(議長) ひとつの議論として意見をたくさんいただいたので事務局のほうもこれから検討する課題ではあると思います。この農業委員会に出てくる議案としては、農地の使用に違反がないか、問題がないかというのを基本的なスタンスとして賛否を皆さんにお伺いするというのが流れになっています。出てきた太陽光が建った後の運用に関しては、役場の中でも農林振興課だけでなく他の担当課とも協議して歯止めができるようなことも考えていくということで次に移ります。

次に、議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第33号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件を除く364件について、討論はございませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件を除く364件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 374件のうち7-9番・12番・14-16番・802-804番の10件を除く364件について、決定することといたします。

(議長) 次に、議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取1件にうつります。確認内容は、耕作者として推薦がされた〇〇氏が、①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の2点です。意見はございませんか。

<なし>

(議長) 意見がないようですので、議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取1件については、意見なしとして農地中間管理機構へ報告します。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

(山口委員) さっきの議案ですが、〇〇さんがどうこうということではなくて相続放棄地になっているんですよね。相続放棄地になって全然いらっやないということですよ。

(事務局) 第3位まで調べましたがいらっやいませんでした。

(山口委員) そのあとどうなるんですか。

(事務局) 今回の場合ですと、知事裁定という形で貸借を進めます。ほ場整備の真ん中ということで借り手がいます。知事裁定を行ってその方が借りれるように動いています。所有者を調べることはできるのですが、借り手がいないところで、相続放棄をされたところはなかなか打つ手が難しいです。借り手がいらっやったら借り手が耕作できるように動けるのですが、借り手がいらっやらないところは難

しい。

(山口委員) これからこういうことが多々出てくると思います。街にいらっしゃる子や孫、ひ孫が帰ってきて耕作するとかないだろうし、相続を知り得た時に相続放棄をするだろうと思う。それを仕方ないねとするのか、どっかに名札をつけていかないと行政だって困るでしょう。税金を取らないといけないでしょう。地域も水利費とかを取らないといけないでしょう。地域によっては耕作者には水利費取るが管理費を取れないということになるかもしれない。作る人がおるからいいで、書類内容はそのままにしておくのですか。

(事務局) 相続放棄を申し出て受理をされたら管理義務もなくなってしまうところがあります。そうではなくてただ放置してるだけでしたら、関係者の方に草刈りをお願いする通知をすることはできるのですが、本当に相続放棄をされているところは手を出しにくいところがあります。誰かが管理人となっていれば話は進むのですが、誰もいない、耕作していない、管理してほしいはどこにも動きようがない。

(山口委員) 名前を付けておかないと何代も前の亡何々兵衛の田ということになるでしょう。それはいいの。

(事務局) それは今不動産登記法が変わって、法務局は今所有者不明地を直していこうと動いています。

(山口委員) 相続放棄されたら変わらないでしょう。動かすこともできない。相続放棄地ができる地域も困る。行政がわからなかったら、地域はもっとわからない。真ん中でポツポツできてきたら困る。一番困るのは地域です。耕作してあげるという制度はいいと思う。相続放棄地の誰誰兵衛とか自己破産して放棄された土地が出てくる。管財人がいる間はいいが。また購入しようと思ったら逆に管財人を立てない場合によって買えない。管財人指定をしてまで購入するのも手間でなかなか手を出せない。もう少し明確な事務処理をしておかないと、今はたくさんそんな土地はないと思うが、魅力のない土地は出てくると思う。どうもできないというだけでは。行政がわからないのに地域はもっとわからない。

(事務局) 不動産登記法とか民法とかいろいろな法律に関わってくる問題ですので、いまず行政がなんとかしますとは言えません。

(山口委員) できないだろうけど、手掛けないと駄目だということです。競売で買った土地を裁判しないといけないということもあるんだから、歯止めのことをしておかないと。農業委員会だけでなく。ある程度名札がついていたら管理など物は言っていける。

(議 長) これからいろいろと勉強しないといけない。ご意見ありがとうございました。
他に何もなければこれで終了したいと思います。

< 16 : 23 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・12月19日(火) 15時00分から

署 名 人	山口 金丸
署 名 人	尾崎 肇